鳥取縣公報 失金 曜日竣行(株日ニ富ル)

第千七百六十三號昭和二十一年十一月十九日

縣 令

Ŧ 七 百 六 十三號

火 H

昭和二十一年十一月十九日

ない。 但し次の場合はこの限りでない。

木材業並びに製材業を營む者に譲渡する場合。

供出又は移出割當材を譲渡する場合。

三、業務につき木材を使用し、又は消費する者(以下 業務用木材使用者といふ)以外の者に一口二石以内

圏体の指示を受けなければならない。 前項第三號及び第四號の外は讓渡につき知事の指定する 四、特別の事由により知事の許可を受けた場合。 を譲渡する場合。

石を超えて木材を讓受けることができない。 第一項第三號の規定によつて木材を讓受ける者は年間十

知事の發行する購入票は附表樣式による。

第三條 用し又は消費することはできない。 購入票によつて讓受け木た材でなければこれを使 伹し次の木材はこい

第三種郵便物製可紹和四年四月十五日

行細則を次のやうに改正する。 ◇鳥取縣令第八十五號

鳥取縣知事

 \equiv

鳥取縣木材配給統制規則施行細則

本縣における木材の配給統制については木材配給

統制規則の外本則による。

第二條 の生産を爲す者、販賣の目的を以て木材を所有する者、 木材の生産を業とする者、其の他業務に闘し木材

の購入割當票(以下購入票といふ)に記載された者以外 又はこれ等の者の團体は知事の發行、又は認證した木材

限りでない

者に其の生産又は所有する木材を譲渡することはでき

昭和二十一年十一月十九日

昭和二十一年二月鳥取縣令第七號鳥取木材配給統制規則施

一、第二條第一項第三號及び第四號の規定によって選

國叉は縣から讓受けたもの。

渡するものを護受けたもの。

其の者が所屬する團体の指示を受けなければならない 前項第三號及び第四號の著が移出するときは移出につき

Ŧ,

特別の窶由により知事の許可を受けた者。

4-1 107,00 使用 場所 購入者住所氏名 數量 販賣 割 第四條 樣式第一號 のにたいしては昭和二十一年二月鳥取縣令第七號鳥取縣 當 木材配給統制規則施行細則はなほその効力を有する。 昭 六 四、業務用木材使用者が自ら生産した針葉樹材以外の 乓 三、森林所有者が自己の山林から自ら生産し自家用に 和 第 第 第 移入地の知事の認識を受けた者。 8000 知事及び知事の認證を受けた者。 に記載した者。 供するもの。 回※ 數 量 昭和 縣内において移出割當を受け移出につき知事及び 縣外において移入割當を受け移入につき移入地の 四事が認證し縣外移出が内容となつてゐる購入**票** 計 特別の事由により知事の許可を受けたもの。 製材業を營む者が製材の用に供するもの。 供出割當を受けた者。 次の者以外の者は木材を縣外に移出することがで 號 回 回 日 年 月※ (第二條第三項 五 村積 差 引 発 石 年度木材購入割當票 月 H 販 賣※ 者 名 指定團体印 EP 樹種材種 計 第九條 第八條 第七條 第五條 第六條本則に基いて知事の許可、 右木材譲渡致したいから御許可下さる様申請します。 樣式第二號(第二條第一項第四號 注 る。 た者として取扱ふ。 によつて現に許可を受けた者は本則によつて許可を受け 年二月鳥取縣令第七號鳥取縣木材配給統制規則施行細則 叉は購入票の交付を受けようとするものは附表様式によ 前項の申請層は正副二通とし所管地方事務所長を經由せ る申請書を提出せねばならない ねばならない。 つき知事の認證を受けなければならない。 四 ※印は販賣者において記載すること。 年 販賣を完了した場合は割當票は指定團体に返還す 本票記載事項を訂正したときは※印の箇所につい ٥٠٦٥ 本票の交付を受けた者は之を指定関体に提示する 厚形 木材讓渡許可申請書 ること。 無効とする。 ては販賣者其他については縣の訂正印なきものは 移入割當を受け木材を縣内に移入する者は移入に 進駐軍用材につき日本木材株式會社が契約務のも 昭和二十一年十一月一日現在において昭和二十一 本則は昭和二十一年十一月一日からこれを適用す 中徑 長本(束) H 住 石量 氏所 用 若しくは認證を受け、 <u>途</u> 期讓

〈第三種鄉便物閣可〉

馬取縣公報

第千七百六十三號

陷和二十一年十一月十九日

鳥

取

縣

事

名 印 間護渡先事由

 \equiv

樣式第三號(第三條第七號)

木材使用(消費)許可申請書

00166

樹種|材種| 厚|巾(徑)| 長| 本(京)| 石

用

途 期 消費

事

由

計

右木材使用 ます。

(消費)致したい

から御許可下さる様申請し

年

月

Ħ

住

所

氏

名

印

右木材移出致したいから御許可下さる様申請します。

日 住

年

月

名

氏

印

所

知 事

樣式第五號(第六條)

申請します。 さる様鳥取縣木材配給統制規則施行細則第六條によつて 左配の通り木材を購入致したいから購入割當票を交付下 木材購入割當票交付申請書

年 月

H

住

知

記

樣式第四號(第四條第一項第五號)

木材移出許可申請書

知

事

宛

||樹種材種 ||厚

中(徑)

83100

樹種||村種||厚屋

|**巾**(徑)| 長

期移間出

先移 出

事由

計

長

本(東)

石

塲仗 所用

名

氏

P

目使 的用 事 由

1,95

17

附 則

本條例は總選舉からこれを施行する。

昭和十四年一月島取縣條例第一號はこれを廢止する。

00167

◇鳥取縣條例第十八號

條

例

やうに定める。

昭和二十一年十一月十九日

各選擧區に於て選擧すべき縣會議員數に關する條例を次の

◇鳥取縣條例第十九號

不課税に闘する條例は昭和二十一年十一月三十日限りこれ 昭和十二年十二月鳥取縣條例第八號大東亞戰爭に伴ふ縣稅

昭和二十一年十一月十九日

を廢止する。

第一條

各選舉區縣會議員數條例

島取縣知專

敬

=

べき縣會議員の數を次のやうに定める。

選舉すべき議員數

道府縣制第五條第二項に依り各選擧區に於て選擧

岩 米

美

氣 八

髙

那 郡 郡 郡 市

一 0人

五人 四人

三, 三人 四人

鳥取縣知事 林

敬

=

鳥取縣監査委員係例を次のやうに定める。 ◇鳥取縣條例第二十號 昭和二十一年十一月十九日

鳥取縣知事 林.

Ξ

鳥取縣監查委員條例

第一條 監査委員に関しては法令に規定するものの外本條

例の定むるところによる。

第二條 道府縣制第八十八條ノ二第二項に定める定期監査

鳥取縣公米

第千七百六十三號

西

昭和二十一年十一月十九日

(第三種郵便物認可)

五

第三條

月額報酬は毎月下旬にこれを支給する

15199

第四條 第三條 きる。 伹し特別の事情あるときはその期間を短縮することがで に監査期日及び監査事項を知事に通知ぜねばならない。 は毎年九月にこれを行ふっ 前迄に監査委員に提出しなければならない 監査委員監査を實施するときは少くとも七 決算は翌々年度の通常豫算を議する會議の

第五條 附して知事に回付しなければならない 前項の場合監査委員は二十日以内に審査を終了し意見を 監委委員は監査について必要があるときは知事に

ができる。 對しその事務に從事させる縣職員の配屬を請求すること

とする。 満了したときはこれを後任者に引機がなければならない 監査委員は監査に闘する書類を保管しその任期が

た縣職員は監査委員の命を承けぞの事務に從事するもの 前項の規定により委員の事務に從事することを命ぜられ

A. U.

例による。

日前迄

昭和二十年度决算については第四條に規定する期間はこれ この條例は公布の日からこれを施行する

◇鳥取縣條例第二十一號

ケ月

を適用しない

びに支給方法條例を次のやうに定める。 道府縣制第九十三條の規定に依る報酬額及び費用辨償額並

昭和二十一年十一月十九日

鳥取縣知事

 \equiv

及び費用辨償額竝びに支給方法條例道府縣制第九十三條の規定に依る報酬額

第一條 選舉立會人には本條例の定めるところにより報酬又は旅 者、投票立會人、 縣會議員中より選任せられた監査委員、委員、投票管理 費を支給する。 縣會議員、 開票管理者、開票立會人、選擧長及び 縣會議員選舉管理委員、縣參事會員

第二條 報酬は別 表 に定める額による。

監査委員に對する諸給與については別に定める條 Z. L

Top

第五條 昭和四年十一月鳥取縣條例第二號「鳥取縣名譽職員費用辨 第四條 はこれを廢止する。 議員選舉投票立會人及選舉立會人費用辨償額及支給條例」 この條例は昭和二十一年十一月一日からこれを適用する**。** 僧額及支給方法條例及昭和六年八月鳥取縣條例第六號縣會 解職、 費を支給する。 じ滯在中はこれを支給しない。 年額報酬は月割により前項の規定を準用する。 き法令により職務を行ふ者に對しては其の間支給する。 三月の各其の月の下旬にこれを支給する。 年額報酬は年四回に等分し六月、九月、十二月及び翌年 職務のため旅行するときは別表(二)に定める旅 退職、死亡の月迄支給する。伹し任期滿了後引續 月額報酬は當選又は選任の月より任期滿了、解散、 伹し縣會、参事會及び委員會の招集に應 委員長 及 委員選舉管理委員會 選開投 委 選舉管理委員會 品 别 参 會 票票 表 參 副議長長 $\frac{1}{2}$ 議 會 旅 分 員 員 ~ 委員 員長 鐵道賃船 理理 分 等 員 員 費 級 £ 同 年同一年 同同 一選舉に付 賃 選擧に付 額 額 月 五五五五錢 三五 五二 H 10 <u>=</u> = = 二〇圓 =當 四五〇 六〇〇

7

額

- 五〇五七〇三〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 800

(第三種郵便物器可)

電取縣公報

第千七百六十三號

+

一月十九日

(第三種郵便物認可)

第千七百六十三號

昭和二十一年十一月十九日

宿泊料

四〇 四〇

選開投委監

査

委

第千七百六十三號

昭和二十一年十一月十九日

(第三種郵便物認可

票票

理理

長者者員員

11100

同 同

六日

氣高郡 岩美郡

豊東郷 阿 阿 町 町 町 町

同同

長瀬村

高城村

五日

鳥取市岩倉、師

Jp.

同

七日

米里村

同

大誠村

由良町 南谷村

同

九日

賃

船

舉管管

 \equiv

昭和二十一年十一月十九日

(二) 販賣價格 屈出品名及び價格 右の販賣價格は鳥取縣生活用品價格査定委員會の套 定を受け査定證紙を添附した價格とし、 ないものは五割下げとする。 屈出人住所、名稱及び氏名 玉付針は右價格の五割増とする。 鳥取市行德二五番地の二 級 級 别 三并物產株式會社岡山支店 鳥取事務所長 鳥取縣知事 高卸 單位 竹製毛糸編棒 費業 O O Q 九 五二 價育 格设 四本一組袋入 高 木 高小 敬 査定を受け 業賣 〇八五 一圓價著 Ξ 0 郎 格最 石 髙 加 Ξ 矢 福り田 木 ◆鳥地聯告示第四百七十七號 新 柴 原 藤 E 田 F 井 111 安喜男恩 力 家 Œ 喜 壽 湝 治路 <u></u> 於 悬今 維田 延矢 薫小 資品 解 田 原 藤 田 田 遪 田 谷 清 善 者 治 登

特

種

Ī	E-FI	同	+	Į.	-			· ro	こ 家	\	T		立
	同	[FU	士二月	檢定			, I	昭和智	対像の	鳥取			
	四日	三日	二日	月日		記		昭和二十一年十一月十九日当し魏巨明邦林又を放行了。	可豫	◇鳥取縣告示第	21		會
	——	—				µu.	鳥	年十	防法第	第四百	겉	3	스
	同	同	岩美郡	儉第	5		取縣知事	二月カ	第七條の	日七十			
	ĒĐ.	+	東浦	定 -	-		外。	十九日	施庁ける。一條の規定に	十五號			-
	福部村	大岩村	不富村町	域現	Œ		林	~ 4	をによ		Ä	R	_
				-	-	٠.		•	b	ě			Ö
	同	東伯郡		檢算	ß		敬		記日担		-	1	-
	西			定區	-			, %	色の通				五.
APPROPRIESTORS	西鄉村	下八 鄉橋 村町		域邦	E		=.		左記日程の通り種鷄				EO
STATE CARRESTON	格	價	<u> </u>		<u>!</u> 司	同	同	同	同	同	同	同	同
	次のの	格等	鳥取	1									173
-	うに	價格等取締規則第三條	鳥取縣告示第四百七十		 - -	二十日	十九日	十七日	十六日	十四日	十三日	十一日	十日
-	屈出	則第	第四四									H ——	H
Contract of the last	格次のやうに屈出があつ	シニ	ドード	同	西伯郡	八頭郡	同	同	氣高郡	同	八頭郡		
-	たの	の規定	六號			- No.		1	sio				
	たのでこれ	規定により		/ / H	人 代 リ	彦名村	渡村	智頭町	寳木村	同	逢勝 坂村	大伊村	安丹部比村村
ł	1 XL	* <i>0</i>		1	•	1.3	, , ,		,,,	1	1,1,1	11.3	1, 1,19

米子市

同 同

錦 久糀 博 米 町町町

西伯郡

所子衬 三朝村 東泊 郷 村村 灘手村

春日村

冏 同 同 同 同

1

1

33

これを受理した。

九

もしくは禁止することがある

農林が産業調査員である資源調査員を次のやうに任免した。 昭和二十一年十一月十九日

鳥取縣知事 職務執行區域 ===

Pi 氣高郡正條村 昭和二十一年 任発布用日

亀太郎 至夫 治 茂 市 幸 日野郡阿毘緣村 東伯郡社村 同 同 同 同 闹 阿 同 同 闻 同 十月十一日 十月十日

物資調整上必要あるときはこの屈出價格につき制限 H 政

岡

昭和二十

一年十一月十九日

鳥取縣公執

第千七百六十三號

(第三種郵便物認可

塚

隆

道

同

同

同 同

同 同

,		`,					· 2							
同	10	同	同	同	九	七	同	六	同		同	同	四	頁
同	F	同	同	下	上	F	M	下	同	上	同	F	上	段
- 0	八	五	HE	10		七七	一八	一大	七七	七	五	四四		行目
日本國	たるか若く	空軍	於て		機雷原	より 後行に	装備	指揮將官	指揮將官	指示	英語	二 英語	指示	E
日本語	7	空事		を			武装	指揮官	指揮官	指令	英譯	英譯	指定	誤
	し者との間に挿入 商船隊の乗員とな		はと	のを削除の軍及非軍人	挿他切の機能を	要に						*		備
	b		間	0	除間其	Ob			<u> </u>		1 -	- -	- ቪ	
											カト			- 三
		-									-	-	_	-
		*						1			區域に	日割	يد. اا	七首席
,		-									1 7	本國每軍) () () () () () () () () () (
						in the second se						本 網	『見きられー	首度

	į		2									~ U	17	4	
¥	以外の用は	下、 計反引 るもの ブ用材、枕 會の生産又は所有す 成本、パル 森林組合及其の聯合	合板用材	枕木	パルプ用材	坑木	取扱用材	昭和二十一年十一月十九日	指定する。	鳥取縣木材配給統制規則施行細則	◇鳥取縣告示第四百七十八號		岸清	大塚隆道	林誠同
	鳥取縣木材業組合聯合會	鳥取縣森林組合聯合會	鳥取縣合板工業施設組合	鳥取縣枕木組合	鳥取縣パルプ生産出荷組合	鳥取縣坑木生產出荷組合	指定團体	敬		常二條の規定による團体			同	同	同
)-(AV	-		īE		選舉人名簿確	題學人名簿に關する訴	議の決定期間	選舉人名簿縦覽の期間	選擧人名簿調製の期限	鳥取縣知	昭和二十一年十一月十	日及び期間を次のやうに定める	調製、縱覽、確定、異議の	市町村農地委員會委員の最	◇鳥取縣告示第四百七十九號
	いまでより ロシのよう	c 閣よる中)中々つや5鳥取縣公報彙報官廳事項	詩	.	二十二	日から二日内市町村長の異議の决定をした	た日から二日内市町村長が異議の申立を受け	年十一月二	昭和二十一年十一月二十日	事林 敬 三	九日	める。	决定及び訴願の提起に闘する期	最初の選擧に見する選擧人名簿	

S. A.

1.